

○ 建設工事の入札に係る工事費内訳書提出要綱

制定 平成 16 年 3 月 15 日告示 15

改正 令和 8 年 3 月 23 日告示 24

建設工事の入札に係る工事費内訳書提出要綱を次のとおり定める。

建設工事の入札に係る工事費内訳書提出要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、建設工事の入札に係る工事費内訳書（以下「工事費内訳書」という。）の提出及び提出された工事費内訳書の取扱に関して必要な事項を定める。

(提出対象工事の通知)

第 2 条 入札時に工事費内訳書の提出を求める旨は、指名競争入札にあつては指名通知書に、一般競争入札にあつては入札公告に記載する。

(工事費内訳書の提出)

第 3 条 工事費内訳書は、第 1 回目の入札の際、入札執行職員の指示により提出しなければならない。ただし、電子入札システムを利用して執行する案件については、指名通知書又は入札公告に示した日時までに電子入札システムにより提出するものとする。

2 提出された工事費内訳書は、返却しない。

(工事費内訳書の様式)

第 4 条 土木工事に関する工事費内訳書は第 1 号様式とし、建築（営繕）工事に関する工事費内訳書は第 2 号様式とする。

(入札の無効)

第 5 条 工事費内訳書が提出されない入札又は提出された工事費内訳書に著しい不備がある入札は、無効とする。

(提出された工事費内訳書の取扱)

第 6 条 入札後、明らかに談合があると疑う事実があつたときは、工事費内訳書の写しを公正取引委員会へ送付する。

附 則

この告示は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 6 月 16 日 告示 98）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 16 日 告示 182）

この告示は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 23 日 告示 24）

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式

発注者名 \_\_\_\_\_ 様

住 所  
商 号  
代表者

印

工 事 費 内 訳 書 (土木)

入札番号 第 号 建設工事名 \_\_\_\_\_

(単位：円)

区 分	工 種	金 額	区 分	工 種	金 額
直接工事費					
			直接工事費計		
			共通仮設費 現場管理費 一般管理費		
			合 計		

※工事費のうち材料費、労務費等

材料費	円
労務費	円
法定福利費の事業主負担額	円
建退共制度の掛金	円
安全衛生経費	円

備考

- 1 設計書に計上されている工種についてのみ記載すること。
- 2 記載欄が足りない場合は、別紙を追加すること。
- 3 合計は、第1回目の入札書に記載した金額と一致していること。

第2号様式

発注者名 \_\_\_\_\_ 様

住 所  
商 号  
代表者

印

工 事 費 内 訳 書 (建築)

入札番号 第 \_\_\_\_\_ 号 建設工事名 \_\_\_\_\_

(単位：円)

名 称	種 目	金 額	名 称	工 種	金 額
直接工事費			共 通 費	共通仮設費 現場管理費 一般管理費	
			合 計		

種目別内訳表

種 目	科 目	金 額	種 目	科 目	金 額

※工事費のうち材料費、労務費等

材料費	円
労務費	円
法定福利費の事業主負担額	円
建退共制度の掛金	円
安全衛生経費	円

備考

- 1 設計書に計上されている種目及び科目について記載すること。
- 2 種目別内訳表には、種目ごとの小計を記載すること。
- 3 記載欄が足りない場合は、別紙を追加すること。
- 4 合計は、第1回目の入札書に記載した金額と一致していること。